

平成20年10月7日

## 税制改正に関する要望書

社団法人国立大学協会 会長 小宮山 宏  
公立大学協会 会長 佐々木雄太  
日本私立大学団体連合会 会長 安西祐一郎

### （高等教育への投資は国家戦略）

我が国が、今後とも、地球環境問題や資源問題など世界的規模の課題解決や社会・経済のさらなる発展に向けて、国際的牽引力を有し、国際社会における重要な地位を占めていくためには、その基盤となる「知」の創造と人材の育成が必要です。そのためには、我が国の大学が、国際的知的優位性を確保するとともに、我が国の発展を支える人材を多数輩出していくことが、我が国にとって最優先の国家戦略と考えます。

しかし、現状をみれば、我が国の高等教育への公財政支出は約2兆円、GDP比では0.5%と先進諸国の中で最低レベルとなっております。世界のGDPの約11%を占める我が国にふさわしい規模を考えれば、今後20年間のうちに公財政支出5兆円、GDP比1%を実現することが必要と考えます。

このため、大学の基盤的経費を十分に措置することを求めます。

### （民間寄付を促すための抜本的な税制改正を）

その一方で、我が国の財政が厳しい状況にあることを鑑みれば、大学は自ら財源の多様化を積極的に進め、政府は大学の自助努力を後押しする税制上の措置を図るなど環境整備等に努めることは当然であると考えます。

諸外国における大学運営の主要な財源として、民間等から多くの寄付金を受け入れており、諸外国のように寄付文化が根付いていない我が国では、寄付税制に係る抜本的な改革により、寄付意思を有する潜在的寄付者を刺激することにより、新たな財源を導入することが可能となり、大学にとって、外部資金獲得のための強力な支援策となることが考えられます。

以上のことから、我が国の大学を代表する立場として、下記の実現を強く求めるものです。

## 記

- 大学に対する個人からの寄付に関し、新たな財源を発掘し、公的支援に振り向けるために、寄付者に強力なインセンティブを明示できる、新たな寄付関連税優遇制度を創設すること。

### (1) 所得税

個人からの寄附金に係る所得控除限度額の上限を米国並みの50%まで拡大すること。(現行：40%)

また、所得控除限度額の上限を超えた場合についても、5年間を限度に繰り越して控除することを可能とすること。

### (2) 相続税

個人からの相続財産の寄付について、寄付者に減税効果が集中する制度に改めるとともに、全額を税額控除する制度を創設すること。

以上